

D. 緑地の利用・活用の推進

(1) 利用・活用への支援

緑地保全制度により指定されている緑地の維持管理で生じた資源の有効活用や農林業的利用等、里地里山の利用・活用の促進により、人と里地里山の関わりの再生を推進する。

緑地の利用・活用を行うために、一定の要件を満たした場合、必要な施設整備の助成を行う。

表 6.8.1 利用・活用への支援について

施設整備助成制度	緑地の利用・活用に必要な施設の整備助成 ・活動拠点（観察小屋、管理小屋等）の整備 ・散策路、管理用道路の整備 ・田畑や水路等の復元
----------	--

(2) 土地所有者と利用・活用の実施団体との仲介

緑地の利用・活用については、土地所有者が実施できない場合も考えられることから、利用・活用を行う市民活動団体やCSR活動を行う企業が参画できるように、一定の要件を満たす土地所有者との仲介を行う。

表 6.8.2 土地所有者と利用・活用の実施団体との仲介について

利用・活用推進制度	土地所有者と利用・活用の実施団体 [※] との仲介 ・土地所有者の意向と緑地の確認 ・利用・活用の実施団体の意向の把握 ・土地所有者と利用・活用の実施団体と市による協定の締結
-----------	---

[※] 利用・活用の実施団体：利用・活用を行う市民活動団体やCSR活動を行う企業。